

つつじ野団地管理規約・細則集の発行について

つつじ野団地のような区分所有建物では、快適な共同生活を維持するために、そのルールブックとなる「管理規約」は最も重要な住民が定めた「決まり」です。さらに、当団地のように「高層棟」から「低層テラス棟」までという多様な建物形態を有する団地では、実情に応じた規約が求められます。

つつじ野団地管理組合では、平成17年度通常総会において管理規約の全面変更を、平成18年度通常総会では細則の再編等を行いました。その後、法令の追加・改正や時代の変化に合わせて、管理規約の一部変更、細則の新規制定等を行ってまいりました。

平成28年、国のマンション標準管理規約が大幅に改正され、管理組合のガバナンス強化を主体とした「役員の資格要件」「総会と理事会の役割・関係」「専門家を含む役員の業務遂行に対するチェック体制の強化」等、区分所有者が主体となって行う管理のあり方の中での所要の見直しが行われました。

その後、各種住宅関連法令の改正施行、管理組合役員の選・解任に関する最高裁の判例等に基づき、令和3年に標準管理規約の再度の改正が行われました。

当団地では、法務・企画委員会における闊達な議論を経て、令和4年5月第42回通常総会において、これからの時代に対応した規約・細則の変更を提案し、承認をいただきました。

また、本年は団地入居40周年の節目の年にもあたり、これを記念して、新たな「つつじ野団地管理規約・細則集」「書式集」を作成し、全組合員に配付することとなりました。発行にあたり、全くのボランティアでご尽力いただいた当団地の法務・企画委員の皆様にご改めて敬意を表するとともに御礼申し上げます。

この管理規約・細則は、居住者全員にとって住み心地の良い場所であることを目的に設けられたものです。皆様におかれましても今一度、規約・細則を確認いただき、ルールに沿って快適な共同生活を送っていただきますようお願い申し上げます。

令和4年11月

理事長 坂本 條樹